平成２５年（フ）第２９９号
神戸市東灘区青木２丁目３番21―507号
破産者　唐沢　　豊
1　破産債権の届出期間　平成25年８月27日まで
2　一般調査期日　平成25年11月５日午前10時
平成25年７月23日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２号
神戸市兵庫区水木通６丁目３番３号　デイ・パピヨン303号
破産者　宮丸　康治
1　破産債権の届出期間　平成25年８月29日まで
2　一般調査期日　平成25年９月19日午後１時45分
平成25年７月25日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３７号
京都市南区東九条西明田町52番地
破産者　北原　大輔
1　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
2　一般調査期日　平成25年10月２日午後２時30分
平成25年７月26日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
和歌山市和歌浦東３丁目５番３号
破産者　和田　達男
1　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
2　一般調査期日　平成25年11月11日午前10時10分
平成25年７月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３７５２号
東京都世田谷区喜多見９丁目21―27
破産者　後藤美由起
免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
平成25年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２号
堺市北区金岡町1490番地７
破産者　辻村　美代
免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
平成25年７月25日
大阪地方裁判所堺支部破産係

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第３０１４号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目４番15号
清算株式会社　阪南食品株式会社
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０２４号
東京都練馬区上石神井４丁目16番20―601号
清算株式会社　株式会社ＡＢＣドラッグ
代表清算人　引間登志雄
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日（以下「協定確定日」という。）から１か月以内に、協定確定日に清算株式会社が有する現預金（１口座あたりの残高が10円未満であり、換価に費用を要するものを除く。）から、必要な費用を控除した残額を、別紙記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、協定債権者青梅信用金庫との間で未清算の配当金320円については、上記按分弁済に際し、同債権者が既に同額の弁済を受けたものとして、持ち戻して計算するものとし、１円未満の端額は切り捨てる。
2　本協定に基づく弁済は、各協定債権者が指定する銀行預金口座に振込送金する方法により行うものとし、本協定に基づく弁済期日までに、各協定債権者は、自らの指定する銀行預金口座を、清算株式会社に書面で通知するものとする。ただし、振込手数料は各協定債権者の負担とする。
3　各協定債権者は、前２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、弁済時現在の各協定債権額から各弁済額を控除した残額について、その債務を免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

配当表認可

次の船舶所有者等責任制限手続事件につき、管理人作成の配当表を平成25年７月23日認可した。
平成２４年（船）第１号
函館市浅野町５番23号
申立人　北海道海運株式会社
代表者代表取締役　木村　隆治
函館地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号
兵庫県姫路市南今宿３番８号
再生債務者　姫路電気通信工事株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　兵庫県姫路市安田３丁目103番地の２　藤田・川崎法律事務所　弁護士　藤田和也
平成25年７月23日　神戸地方裁判所姫路支部

監督命令取消

平成２４年（再）第５号
和歌山県日高郡印南町印南4064番地１
再生債務者　株式会社フジ田産業（開始時の商号株式会社ＬＯＲＤＬＡＮＤ　ＷＡＫＡＹＡＭＡ　ＧＣ）
主文　平成24年５月21日にした監督命令を取り消す。
平成25年７月24日
大阪地方裁判所第６民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２５年（再）第１０号
東京都調布市菊野台１丁目36番地８
再生債務者　クラウン製靴株式会社
決定の要旨　平成25年７月５日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成25年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定の取消決定

平成２４年（再）第１５号
佐賀県神埼市神埼町尾崎3617番地１
再生債務者　肥前観光開発株式会社
1　主文　当裁判所が平成25年５月17日になした、平成25年４月16日付け再生債務者提出の再生計画案を決議に付する旨の決定を取り消す。
2　決定年月日　平成25年７月24日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１０号
千葉県木更津市中央２丁目３番４号
再生債務者　株式会社たからや
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成25年７月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再）第４号
東京都渋谷区渋谷２丁目15番１号渋谷クロスタワー
再生債務者　芙蓉土地株式会社（吸収合併後の存続会社株式会社アコーディアＡＨ36）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年７月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１９号
福岡県福津市津丸1168番地４
再生債務者　有限会社ユン・トレーディング
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第９６号
東京都昭島市郷地町２丁目36番８号
再生債務者　植木鋼管株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年７月22日
東京地方裁判所民事第20部